

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員についての補償基礎額の規定を整備するため、本条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。